

# 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和3年4月9日（金）

## 議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

## 報 告 事 項

## 1 広報課

まん延防止等重点措置が適用された場合、以下のとおり対応する。

## ● 区報ぶんきょうの配付について

区報の町会等による配付は4月25日号からの再開を予定している。

まん延防止等重点措置が適用された場合であっても、予定どおり配付を行うが、感染防止対策の徹底について改めて町会等に周知する。

## ● 各種相談（法律・不動産・税務）について

現在、対面での相談は休止し、電話での相談を行っている。相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

## ● 行政情報センターについて

現在、新聞の閲覧及びパソコンでの行政情報の閲覧を休止しているが、引き続き現在の対応を継続する。

また、区民相談及び交通事故相談については対面での相談を休止し、電話相談を行っているが、相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

## 報告事項

### 1 総務課

- 令和2年度区政功労者表彰式について  
令和3年3月15日開催予定だった表彰式の延期を継続する。
- まん延防止等重点措置が適用された場合の男女平等センターの施設使用等について
  - (1) 貸施設
    - ・夜間の時間帯は、午後8時までの施設使用とする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
    - ・まん延防止等重点措置期間中の新規予約を中止する。なお、抽選の申込み及び5月12日以降の随時予約は、通常とおり受け付ける。  
※予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
  - (2) 事業（イベント、講座等）
    - ・区指定事業のイベントや講座等は、感染対策を十分行った上で実施する。

### 2 職員課

- まん延防止等重点措置の実施に伴う対応（通知文は4月9日中に発送）

### 3 危機管理課

- 特殊詐欺対策について  
4月23日（金）に送付予定の新型コロナウイルスのワクチン接種券に、区内4警察署と連携し、作成した特殊詐欺被害防止対策のチラシを同封する。

## 報 告 事 項

## 1 区民課

## ● やまびこ荘の利用

まん延防止等重点措置が実施された場合、重点措置地域からの申し込み済みの宿泊予定者については、感染拡大防止の観点から移動自粛の状況を伝えた上で宿泊の意思確認をし、宿泊希望するものについては、感染予防対策を十分にしたうえで、宿泊を受け付ける。

新規宿泊予約受付についても同様の取扱いとする。

また、期間中の山村交流体験事業は、感染対策を十分に行い実施可能な事業については実施する。

## ● 地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）、シビックセンター区民会議室、区民センターの貸室の運営について

まん延防止等重点措置が実施された場合、その期間中については、夜間時間帯の貸し出し時間を午後8時までとし、午前・午後・夜間の新規予約の受付を休止する。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。

予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

## ● 地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）の開館について

まん延防止等重点措置が実施された場合、その実施期間中は、午後8時以降閉館とする。

## ● 交流館事業、ふれあいサロン事業等について

まん延防止等重点措置が実施された場合、その実施期間中は、個別判断により、感染対策を十分に行い実施する。夜間は、中止・延期又は実施方法の変更とする。

## 2 経済課

- 勤労福祉会館の施設利用

まん延防止等重点措置が実施された場合、その期間中については、夜間時間帯の貸し出し時間を午後8時までとし、午前・午後・夜間の新規予約の受付を休止する。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。

予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

- 勤労福祉会館の区指定事業

まん延防止等重点措置が実施された場合、その実施期間中は、個別判断により、感染対策を十分行い実施する。夜間は、中止・延期又は実施方法の変更とする。

## 報 告 事 項

## 1 アカデミー推進課

まん延防止等重点措置が適用された場合の施設使用等について

## (1) 貸施設

- ・夜間の時間帯は、午後8時までの施設使用とする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
- ・まん延防止等重点措置期間中の新規予約を中止する。なお、抽選の申込み及び5月12日以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。  
※予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

<対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、スカイホール、

## (2) 事業（イベント、講座等）

昼間の区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、個別判断により、感染対策を十分行い実施する。なお、夜間については午後8時までの実施とする。

## 2 スポーツ振興課

まん延防止等重点措置が適用された場合の施設使用等について

## (1) 貸施設

- ・夜間の時間帯は、午後8時までの施設使用とする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
- ・まん延防止等重点措置期間中の新規予約を中止する。なお、抽選の申込み及び5月12日以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。  
※予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。  
※個人利用（プール・トレーニングジム）は、午後8時までの利用とする。

<対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、小石川運動場、竹早テニスコート、六義公園運動場、後楽公園少年野球場

(2) 事業（イベント、講座等）

昼間の区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、個別判断により、感染対策を十分行い実施する。なお、夜間については午後8時までの実施とする。

## 報 告 事 項

## 1 福祉政策課

- 民生委員・児童委員協議会等の会議について  
まん延防止等重点措置が適用された場合においても、各種会議について開催規模や距離の確保等の感染防止対策を講じた上で実施する。  
【各種会議】会長会、副会長会、定例会及び各地区民児協、各部会等

## 2 高齢福祉課

## &lt;施設&gt;

- 福祉センター貸施設の利用
  - ・まん延防止等重点措置が適用された場合、夜間の時間帯は、午後8時までの施設使用とする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
  - ・まん延防止等重点措置期間中の新規予約を中止する。なお、抽選の申込み及び5月12日以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。※予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
- シルバーセンター貸施設の利用  
まん延防止等重点措置期間中の新規予約を中止する。なお、抽選の申込み及び5月12日以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。  
※予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
- 高齢者あんしん相談センターの運営  
まん延防止等重点措置が適用された場合であっても、感染防止対策を徹底し、通常どおり開設する。ただし、高齢者宅への訪問に関しては、必要に応じ、手紙、電話、メールを並行して行う。

## &lt;イベント&gt;

- フレイル予防事業の実施  
まん延防止等重点措置が適用された場合であっても、感染防止対策を徹底し、3月から再開したフレイル予防事業の実施を継続する。



- 介護予防事業の実施  
まん延防止等重点措置が適用された場合であっても、感染防止対策を徹底し、4月から再開した「文の京介護予防体操事業」等（健康マージャンを除く）の実施を継続する。
- 認知症関連事業の実施  
まん延防止等重点措置が適用された場合であっても、感染防止対策を徹底し、3月から再開した認知症カフェ、認知症家族交流会、介護者教室等の実施を継続する。
- 話し合い員活動の実施  
まん延防止等重点措置が適用された場合でも、感染防止対策を徹底し、話し合い員の通常訪問を実施する。ただし、高齢者宅への訪問に関しては、必要に応じ、手紙、電話、メールを並行して行う。
- 福祉センター事業の実施  
まん延防止等重点措置が適用された場合であっても、感染防止対策を徹底し、通常の業務を実施する。

#### <会議体>

- 「話し合い員」委嘱状交付式  
まん延防止等重点措置が適用された場合であっても、感染防止対策を徹底し、委嘱状交付式を開催する。

### 3 障害福祉課

- 障害者手帳及びサービス申請等の郵送対応  
まん延防止等重点措置が適用された場合においても、原則として障害者手帳の申請等及び交付については郵送で行う。

併せて、手帳交付時にご案内する心身障害者等福祉手当、心身障害者医療費助成（マル障）及び福祉タクシー等の全てのサービスについて郵送対応にて実施する。

- 障害福祉サービス等の更新等に係る対応  
まん延防止等重点措置が適用された場合においても、原則として施設や自宅等への訪問や、窓口での対面による方法では行わず、電話や郵送で実施する。
- 障害者会館の利用  
まん延防止等重点措置期間中の新規予約を中止する。なお、抽選の申込み及び5月12日以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。  
※予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

#### 4 介護保険課

- 窓口について  
まん延防止等重点措置が適用された場合においても、引き続き待合状況を見ながら密にならないよう窓口対応を行う。
- 手続きの郵送対応の継続  
まん延防止等重点措置が適用された場合においても、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止として、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、郵送での申請を勧奨する。

#### 5 国保年金課

- 手続きの郵送対応（継続）  
まん延防止等重点措置が適用された場合においても、引き続き来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、以下3点の申請については原則必要書類を預かり、保険証等は後日、郵送で対応する。  
また、加入の申請は、窓口申請のみであるが、今回例外的に郵送での受付も行う。
  - 国民健康保険の加入
  - 国民健康保険をやめる
  - 国民健康保険証の再交付申請

## 報 告 事 項

### 1 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

- 休止・縮小している事業について

まん延防止等重点措置の適用を受けた場合でも、当面の間、現行の取扱いを継続する。

休止／地域子育てステーション

縮小／子育てひろば・ぴよぴよひろば（人数制限・事前予約）

※子育てひろば水道は電話相談のみ

病児・病後児保育事業（病状による）

緊急一時保育事業（リフレッシュ一時保育の休止）

区立保育園乳幼児子育て相談（電話相談のみ）

### 2 子育て支援課

- キッズルームシビックの夜間利用

まん延防止等重点措置の適用を受けた場合でも、当面の間、現行の取扱いを継続する。ただし、施設使用等の条件が付いた場合には、要請に対応できる終了時間とする。

### 3 幼児保育課

- 保育園運営

まん延防止等重点措置の適用を受けた場合でも、通常どおりの園運営を継続する（家庭保育の協力要請等を行わない）。

### 4 子ども家庭支援センター

- 子どもの最善の利益を守る法律相談（男女平等センター於）

施設使用等の条件が付いた場合には、男女平等センターの対応に則って判断する。

## 報 告 事 項

## 1 生活衛生課

- シニア入浴カード（高齢者いきいき入浴事業）の窓口での新規申請受付の中止

まん延防止等重点措置の適用を受けた場合、生活衛生課窓口でのシニア入浴カード（高齢者いきいき入浴事業）の新規申請受付を中止する。ただし、郵送（新規申請・継続申請）及び公衆浴場（継続申請のみ）による申請の受付は継続する。

- 食品衛生関係講習会等の事業について

4月20日 食品衛生推進員委嘱式及び令和3年度第1回食品衛生推進員会議

4月22日 食品関係営業許可更新講習会

延期・中止又は時間の短縮及び書面開催等も含め、開催方法について検討を行う。

- ネズミ防除訪問診断事業の中止

まん延防止等重点措置の適用を受けた場合、4月12日から当面の間、ネズミ防除訪問診断事業を中止する。

## 2 予防対策課

- 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について（令和3年4月8日時点）

- ・ ワクチンの供給について

4月26日の週にファイザー社のワクチンが1箱（975回分）国から供給される。

- ・ 接種券の発送について

4月23日（金）に高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた方）に接種券を発送する。

- ・ 接種について

当初は国からのワクチン供給に限りがあるため、集団感染及び重症化リスクが高い高齢者施設（特別養護老人ホーム等）への先行接種に向けて

準備を進めている。5月以降は、ワクチンの供給量を踏まえて判断していく。

- ・ワクチン接種の予約等について

ワクチンの流通・供給状況により変動があるため、ワクチン接種の受付開始日、接種会場、接種日などは、決まり次第、区ホームページや区報で周知する。

## 報 告 事 項

### 1 住環境課

- まち並みウォッチング事業の延期

まん延防止等重点措置が適用された場合、4月22日に開催を予定していたまち並みウォッチング事業を延期する。(日程未定)

## 報 告 事 項

### 1 管理課

- 水防訓練の縮小

来賓等の方々の招待及び区職員以外の参加は見送り、区（土木部）単独で訓練を実施する方向で検討する。

### 2 みどり公園課

- 夜間時間帯の貸出は午後8時までとする。午前・午後の新規予約の受付休止とする。

予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

<対象施設>

肥後細川庭園集会室、大塚公園集会所

- 公園再整備意見交換会

書面及び会場等の利用制限緩和に併せて対面での開催も検討していく。

## 報 告 事 項

### 1 環境政策課

- 屋外指定喫煙場所（2ヶ所）の閉鎖

まん延防止等重点措置が適用された場合、シビックセンター1階屋外指定喫煙場所及び御茶の水橋際公衆便所横指定喫煙場所を当面の間閉鎖する。



## 報 告 事 項

### 1 施設管理課

- 展望ラウンジの閉鎖について

まん延防止等重点措置の適用があった場合は、感染拡大防止の観点から対象期間中、展望ラウンジを閉鎖する。

## 報 告 事 項

## 1 教育指導課・学務課

- 宿泊を伴う事業について  
まん延防止等重点措置が発出された場合、修学旅行及び移動教室等、実  
踏を延期する。
- 学校施設使用事業について  
まん延防止等重点措置が発出された場合、夜間の利用は午後8時までと  
する。

## 2 児童青少年課

- 青少年プラザ (b-lab) について  
まん延防止等重点措置期間中は、開館時間を午前9時から午後8時まで  
(中学生は午後7時まで) とする。(通常は、午前9時から午後9時ま  
で)  
また、ホール・スタジオの新規の一般貸出を中止する。  
利用は、これまでとおり、入館時のマスク着用・検温・手洗等の感染拡  
大防止対策の徹底、利用人数制限を行う。

## 3 教育センター

- 教育センター貸施設について  
まん延防止等重点措置が適用された場合の施設使用等については、新規  
予約の受付を休止する。  
なお、予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホーム  
ページ等により利用自粛を呼びかける。

## 4 真砂中央図書館

- 開館時間の短縮 (全館)  
・東京都の要請に合わせて、月曜日から土曜日までの開館時間を、午前9  
時から午後8時までとする。(日曜・祝日は、通常どおり午前9時から  
午後7時まで)

- ・向丘地域活動センターでの図書の取次業務については、通常どおり午後8時までとする。

- 休止するサービス

対面による以下のサービスを休止する。

- ・職員によるカウンターでのレファレンス（メール・電話のみ受付）
- ・対面朗読
- ・各種行事（子ども行事・一般行事）

## まん延防止等重点措置が適用された場合の取扱いについて

### ○飲食店以外の施設についても 20 時までの時間短縮の協力依頼があった場合

#### 貸施設

- ・ 夜間時間帯の貸出は午後 8 時までとする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
- ・ 感染拡大防止を理由とするキャンセルについては、キャンセル料金を取らない。
- ・ 新規予約の受付は中止する。  
(予約済みの利用者に対しては不要不急の利用についてホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。)

#### 施設利用

- ・ 施設は午後 8 時まで利用を原則とするが、個別の事情により各所管課で判断する。

#### 事業（イベント、講座等）

- ・ 事業は、実施に向け開催方法（時期、規模等）を十分検討する。